(2) 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実

イ　国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならないこととした。（新第二四条の二第一項関係）

ロ　スポーツ団体は、イの連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならないこととした。（新第二四条の二第二項関係）

(三) 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正

(1) 名称の変更

イ　「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」の名称を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に変更することとした。（第二六条等関係）

ロ　「全国障害者スポーツ大会」の名称を「全国パラスポーツ大会」に変更することとした。（第二六条等関係）

(2) 国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会について、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催することとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする旨を追加することとした。（第二六条関係）

(3) 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二七条新第二項関係）

(4) 企業等が果たす役割に「スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興」を追加することとした。（第二八条関係）

(四) スポーツの公正及び公平の確保等

(1) 暴力等の防止

イ　国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（盗撮等を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（以下「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならないこととした。（新第二九条第一項関係）

ロ　スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとすることとした。（新第二九条第二項関係）

(2) 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（新第二九条の二関係）

(3) 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構以外の関係機関とも連携を図るものとする旨を明記するとともに、必要な施策の例示として調査及び研究を追加することとした。（新第二九条の三関係）

(4) スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

イ　国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとすることとした。（新第二九条の五第一項関係）

ロ　スポーツ団体は、政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとすることとした。（新第二九条の五第二項関係）

6　スポーツの振興のために必要な資金等

(一) 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならないこととした。（新第三六条第一項関係）

(二) 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとすることとした。（新第三六条第二項関係）

(三) (二)の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとすることとした。（新第三六条第三項関係）

二　スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正関係

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付けるものとすることとした。（第八条関係）

三　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の5の(三)の(1)のロは、令和一三年一月一日から施行することとした。

◇信託業法の一部を改正する法律（法律第七二号）

（金融庁）

1　公益信託の引受け等に関する信託業法の規制の適用の整理

公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第三条の規定による信託業の免許又は同法第六七条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外することとした。（信託業法第九〇条の二関係）

2　施行期日

この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇環境影響評価法の一部を改正する法律（法律第七三号）（環境省）

1　環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、第三条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないものとした。（第三条の三第二項関係）

(一) 事業実施想定区域

(二) 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

2　環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が次の(一)から(五)までに掲げる手続を経たときは、(一)から(五)までに掲げる書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとし、この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならないものとした。（第五二条関係）

(一) 第三条の四第一項（第三八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた配慮書

(二) 第七条（第四〇条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた環境影響評価方法書